

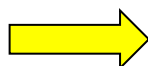
新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少する等した世帯について、国民健康保険料を減免する制度を設けています。

対象となる世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が次のいずれかに該当する場合、減免の対象となります。

A:世帯の主たる生計維持者が死亡 または 重篤な傷病を負った場合



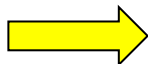
保険料の全額を免除

B:世帯の主たる生計維持者の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかの減少が見込まれ、以下のアからウのすべてに該当する場合

ア 令和4年中の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかが、令和3年中に比べて3割以上減少する見込みであること。

イ 世帯の主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。

ウ 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること。



保険料の全額または一部を減額

※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要になります。(裏面をご覧ください)

減免の対象となる保険料

令和4年4月1日～令和5年5月31日納期限までの保険料

減免申請の期限 納入通知書発送後から令和5年6月30日まで(消印有効)

申請方法

- ・申請書は神戸市のホームページからダウンロードしてください。
(申請書の様式をダウンロードできないときは、お電話により申請書を郵送することもできます。)
- ・「減免申請書」「収入減少等申告書」「必要な書類」を併せて、住所地の区役所・支所(北神区役所・玉津支所は不可)の国民健康保険の係に申請してください。
- ・申請は郵送で受け付けておりますので、できるかぎり郵送での申請にご協力ください。

神戸市ホームページ (「神戸市 国保 コロナ」でも検索できます)
<https://www.city.kobe.lg.jp/a52670/kurashi/support/insurance/osirase/shingga-takoronavirus.html>

申請に必要な「収入を証明する書類」（提出はコピー可）

主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症で死亡したとき	・ 死亡診断書（死亡届の右側の部分）
主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症で重篤な傷病を負ったとき	・ 医師による診断書 ・ 感染症患者医療費公費負担決定通知書 ・ 措置入院勧告書と入院期間の分かる領収書 など
主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入等が減少したとき	・ 令和3年の収入が分かる書類 （事業収入、不動産収入の方） 「確定申告書Bの『第一表』」と 「青色申告決算書」または「収支内訳書」 （山林収入の方） 「確定申告書（分離課税分）の『第三表』」 （給与収入の方） 「源泉徴収票」「勤務先による給与証明書」 「給与明細（令和3年1月1日から令和3年12月31日までの分）」 「確定申告書Bの『第一表』（申告書Aでも可）」など
	・ 令和4年の収入が分かる書類 （事業収入、不動産収入、山林収入の方） 「売上台帳・家賃台帳・収支明細書」などの収入額が分かる帳簿類 ※提出が難しい場合は「収入状況申告書(様式1)」でも可 （給与収入の方） 「給与明細」「勤務先による給与証明」など
主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症の影響で失業したとき	・ 離職票、退職証明書、雇用保険受給者証 など
主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症の影響で休・廃業したとき	・ 休業届（廃業届）、店頭の休業（廃業）告知チラシの写真、ホームページ上の告知文 など

ご注意ください

※非自発的失業に伴い保険料が軽減されている方は、この減免の対象とならない場合があります。

※事業所得者の専従者控除（専従者給与の必要経費扱い）は適用しません。また、専従者給与を受けている方の専従者給与所得はないものとして扱います。

※収入が3割以上減っていても、所得が0円の場合は減免できない場合があります。（給与収入は550,999円、事業収入・不動産収入・山林収入は「収入一経費」が0円になる人、または繰越損失控除があるために合計所得金額が0円になる人）

※令和3年度以前にコロナ減免の適用をしている方のうち、年間を通じた所得の変動が大きいと見込まれる場合は、申請時点での見込み収入では減免適用せず、年間の収入が確定したのちの申請により減免適用の可否を判断する場合があります。

※多数の申請が予想されるため、減免の計算と審査に時間がかかり、通知をお送りするのに1~2か月ほどかかる場合があります。また、減免後保険料の試算はできませんのでご了承ください。

※保険料は対象月に遡って減免されますが、申請された当月または翌月納期からの保険料変更が間に合わないため、翌月期または翌々月期以降の納期で保険料を調整します。

※変更後の保険料の通知がお手元に届くまではそのままの金額でお支払いください。（納付済みの保険料が減免された場合、保険料は還付されます）

※減免による保険料の変更が間に合わない場合でも、当初の納期限経過後に未納となっている場合は督促状が送付されますので、ご了承ください。

※神戸市国民健康保険料の減免判定には、神戸市国民健康保険条例で定める所得金額を使用します。